2　厚生についての委員会の構成員には、船舶所有者団体及び船員団体、権限のある機関並びに適当な場合にはボランティアの団体及び社会福祉団体の代表者を含めるべきである。

3　適当な場合には、海運国の領事及び外国の福祉団体の現地における代表者は、国内法令に従い、港、地域及び国の厚生についての委員会と提携すべきである。

B 4.4 4.4指針　厚生用施設の資金調達

1　港の厚生用施設に対する資金上の支援は、国内事情及び国内慣行に従い、次の一又は二以上のものを通じて与えられるべきである。

(a) 公の資金からの補助金

(b) 海運に対する課徴金その他の特別な賦課金

(c) 船舶所有者、船員又は船舶所有者団体若しくは船員団体からの任意の拠出金

(d) その他の財源からの任意の拠出金

2　厚生に関する税、課徴金及び特別な賦課金を課する場合には、これらは、その賦課の目的のためにのみ用いるべきである。

B 4.5 4.5指針　情報の周知及び寄港を円滑にするための措置

1　寄港地において一般公衆に開放されている施設（特に、交通施設、厚生用施設、娯楽施設、教育施設及び礼拝所）及び船員のために特に提供される施設に関して、船員の間に情報の周知を図るべきである。

2　船員が港の便利な場所から市街区域に到達することができるようにするため、妥当な時に、妥当な価格による適切な交通手段を利用することができるようにすべきである。

3　権限のある機関は、船舶所有者及び入港する船員に対し、特別の法規及び慣例であってその違反により当該船員の自由が制約されるおそれのあるものを周知するため、全ての適当な措置をとるべきである。

4　港の区域及び連絡道路には、権限のある機関により、適切な照明及び道標が提供され、並びに船員の保護のための定期的な巡視が行われるべきである。

B 4.6 4.6指針　外国の港における船員

1　外国の港における船員の保護のため、次のことを容易にするための措置がとられるべきである。

(a) 当該船員の国籍国又は居住国の領事と面接すること。

(b) 領事と地方又は国の機関との間で効果的に協力すること。

2　外国の港で拘禁された船員は、正当な法の手続に従い、及び領事上の適当な保護を得て、迅速に取り扱われるべきである。

3　加盟国の領域内で船員が何らかの理由で拘禁された場合には、権限のある機関は、当該船員の要請に応じ、船舶の旗国及び当該船員の国籍国に直ちに通報すべきである。権限のある機関は、当該船員に対し、当該要請を行う権利があることを迅速に通知すべきである。当該船員の国籍国は、当該船員の近親者に迅速に通知すべきである。権限のある機関は、これらの国の領事官が当該船員と直ちに面接すること及びその後当該船員が拘禁されている間定期的に訪問することを許可すべきである。

4　加盟国は、必要なときはいつでも、船舶が自国の領水内及び特に港への進入路にある間、襲撃その他の不法行為から船員の安全を確保するための措置をとるべきである。

5　船舶が港に到着した後、港及び船舶の責任者は、船員のできる限り速やかな上陸を促進するため、あらゆる努力を払うべきである。

第5規則　社会保障

目的　船員が社会保障による保護を受けられるようにするための措置がとられることを確保すること。

1　加盟国は、国際労働機関憲章第十九条8に規定する有利な条件を認めることを妨げられることなく、全ての船員及び自国の国内法令に定める限りにおいて船員の被扶養者が規範の規定に基づき社会保障による保護を受けることができることを確保する。

2　加盟国は、自国の事情に応じ、個別に及び国際協力を通じて、船員の社会保障による包括的な保護を漸進的に達成するための措置をとることを約束する。

3　加盟国は、自国の社会保障に関する法令の対象となる船員及び自国の国内法令に定める限りにおいて当該船員の被扶養者が、陸上の労働者が享受する社会保障による保護よりも不利でない社会保障による保護を享受する権利を有することを確保する。

A 5基準　社会保障

1　第5.1規則の規定に基づき社会保障による包括的な保護を漸進的に達成するために考慮すべき分野は、医療に関する第4.1規則、船舶所有者の責任に関する第4.2規則及びこの条約の他の章に規定する保護を補完する医療、傷病給付、失業給付、老齢給付、業務災害給付、家族給付、母性給付、廃疾給付及び遺族給付とする。

2　批准の時に第5.1規則1の規定に従い加盟国が提供する保護には、1に規定する九の分野のうち少なくとも三の分野を含む。

3　加盟国は、自国の事情に応じ、自国の領域内に通常居住する全ての船員に対し1に規定する社会保障による補完的な保護を提供するための措置をとる。この措置をとる責任は、例えば、適当な二国間若しくは多数国間の協定又は保険料の支払に立脚した制度を通じて果たすことができる。その結果として得られる保護は、当該加盟国の領域内に居住する陸上の労働者が享受する保護よりも不利なものであってはならない。

4　3に規定する責任の帰属にかかわらず、加盟国は、二国間及び多数国間の協定により並びに地域的な経済統合のための機関の枠組みにおいて採択された規定により、船員を対象とする社会保障に係る法令に関する他の規則を決定することができる。

5　自国を旗国とする船舶の船員に関する加盟国の責任には、第4.1規則及び第4.2規則に定めるもの、規範の関連する規定によって定めるもの並びに国際法に基づく当該加盟国の一般的義務に内在するものを含む。

6　加盟国は、1に規定する分野の給付の範囲が十分でない場合には、国内法令及び国内慣行に従い、船員に対して同等の給付を行う種々の方法を検討する。

7　第5.1規則1の規定に基づく保護は、適当な場合には、法令、民間の制度若しくは団体交渉の合意又はこれらの組合せに含めることができる。

8　加盟国は、自国の国内法令及び国内慣行に適合する限りにおいて、二国間又は多数国間の協定その他取決めにより、全ての船員（その居住地のいかんを問わない。）が取得した又は取得する過程にある社会保障に係る権利であって、保険料の支払に立脚した制度又は当該支払に立脚しない制度を通じて付与されるものが維持されることを確保するために協力する。

9　加盟国は、紛争の解決のための公正かつ効果的な手続を定める。

10　加盟国は、批准の時に、2の規定に従って保護を提供する分野を指定する。その後、当該加盟国が1に規定する一又は二以上の他の分野に関する社会保障による保護を提供する場合には、当該加盟国は、国際労働事務局長にその旨を通報する。同事務局長は、その指定及び通報に係る情報の登録簿を管理し、及び利害関係を有する全ての者が入手することができるようにする。

11　国際労働機関憲章第二十二条の規定に基づく国際労働事務局への報告には、他の分野に保護を拡大するために第5.1規則2の規定に従ってとる措置に関する情報も含める。